

ひょうご木製品マイスター制度実施要綱

令和3年5月13日林第1497号

農政環境部長通知

[最終改正] 令和7年2月12日林第2555号

(目的)

第1条 この要綱は、県産木製品の販売等を通じて木材の良さや県産木材利用の意義を広く県民に伝える活動に意欲のある事業者を「ひょうご木製品マイスター」として登録し、県産木製品を取り扱う事業者として広く県民に周知することにより、木材の良さや県産木材利用の意義への理解の促進を図り、もって県産木材の利用促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成29年6月12日兵庫県条例第19号）第2条第1項第2号に定めるものをいう。
- (2) 「県産木製品」とは、ひょうごの木を使用した木製品をいう。
- (3) 「ひょうごの木」とは、兵庫県の森林に生育する樹木、そこから生産される丸太や木材などの総称

(ひょうご木製品マイスターの登録)

第3条 県産木製品を販売する事業者のうち第5条に定める基準を満たす者は、木製品を通じて木材の良さや県産木材の利用の意義について積極的に県民に伝える事業者「ひょうご木製品マイスター」（以下「マイスター」という。）である旨の知事の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第4条 前条の規定による「ひょうご木製品マイスター」の登録を受けようとする事業者は、ひょうご木製品マイスター登録申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による登録を、「ひょうご木製品マイスター」の名称により行うものとする。

(マイスターの登録の基準等)

第5条 知事は、前条第1項に規定する登録の申請があった場合において、申請をした事業者の業務の状況等が次の各号のいずれにも適合すると認めるときに、第3条の規定による登録を行うものとする。

- (1) 県産木製品を販売した実績が1年以上あること。

ただし、現在、県産木製品を販売していなくても、木製品の販売実績が1年以上あり、登録時点で県産木製品として販売することが可能な場合は、本制度の要件を満たすものとする。

- (2) 店頭やホームページ、SNS、各種イベント等を通じて、県産木製品の良さ等について県民への積極的な情報発信を行う意欲があること。
- (3) 「ひょうごの木」を積極的に活用することで、兵庫の森林保全に貢献する意欲があること。
- (4) 木材の良さや県産木材利用の意義を理解し、広く県民に伝える技術の習得等を目的として県が行う講習会を受講すること。
- (5) 木製品の製造及び販売に係る関係法令を遵守していること。

2 知事は、前条第1項の申請をした者が前項各号に掲げる基準に適合するかを確認するため必要な調査を行うことができる。

3 知事は、第3条の登録をしたときは、当該申請をした事業者に対して、マイスターとして登録

されたことを証するひょうご木製品マイスター登録証（様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付するとともに、遅滞なく、当該マイスターについてひょうご木製品マイスター登録簿（以下「登録簿」という。）（様式第4号）を調製し、一般の閲覧に供するものとする。

（マイスターの役割）

第6条 マイスターは、次の各号に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 良質な県産木製品を販売すること。
 - (2) 木材の良さを県民に理解してもらい県産木材利用の促進につなげるため、店頭やホームページ、SNS、各種イベント等を通じて、県産木製品の良さ等について県民への積極的な情報発信に努めること。
 - (3) 魅力ある県産木製品の開発に努めること。
 - (4) 県が行う「ひょうごの木」の使用の状況に関する調査に協力すること。
- 2 マイスターは、前項に規定する業務に係る当該年度の活動結果について、ひょうご木製品マイスター活動報告書（様式第5号）により当該年度終了後の2ヶ月以内までに知事に報告しなければならない。

（マイスターに係る変更等）

第7条 マイスターは、申請書の内容について変更が生じた場合は、ひょうご木製品マイスター登録変更届（以下、「変更届」という。）（様式第6号）により当該変更に係る事項について速やかに知事に届け出なければならない。この場合において、第5条第3項の規定により交付を受けた登録証の記載事項に変更を要するときは、マイスターは、変更届に当該登録証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により登録証の提出を受けた場合は、当該変更に係る事項に基づき登録証を改めて作成し、当該マイスターに対して交付しなければならない。

（マイスターの承継）

第8条 マイスターとして登録した法人に合併又は分割があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりマイスターの業務を承継した法人は、当該マイスターの当該登録に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定によりマイスターの地位を承継した者は、ひょうご木製品マイスター承継届（様式第7号）に承継の事実を証する書面及び第5条第3項の規定により従前のマイスターに対して交付された登録証を添えて速やかに知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第1項の規定によりマイスターの地位を承継した事業者に対して、基準を満たしていれば、改めて登録証を交付しなければならない。

（マイスターの廃止）

第9条 マイスターは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合は、当該各号に掲げる者が、ひょうご木製品マイスター業務廃止届（以下、「廃止届」という。）（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- (1) マイスターとしての業務を廃止したとき 代表者であった者
 - (2) 死亡したとき その相続人
 - (3) 破産手続開始の決定があったとき その破産管財人
 - (4) 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であった者
 - (5) 法人が第3号又は第4号以外の事由により解散したとき その清算人
- 2 マイスターは、前項の廃止届を提出するときは、併せて第5条第3項の規定により交付を受けた登録証を知事に返納しなければならない。

（マイスターの登録の抹消）

- 第10条 知事は、マイスターに係る第6条第1項各号に掲げる業務の状況が適切でないと認めるとき又は第11条の規定により登録を取り消したときは、当該マイスターに対する第3条第1項の規定による登録を抹消することができる。
- 2 知事は、第1項の規定によりマイスターの登録を抹消したときは、その旨を当該登録の抹消を受けた事業者に対して抹消の理由を付して書面により通知するとともに、当該事業者に係る登録簿を閉鎖するものとする。
- 3 第1項の規定による登録の抹消を受けた事業者は、第5条第3項の規定により交付を受けた登録証を速やかに知事に返納しなければならない。

(登録の取消し等)

- 第11条 知事は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段によって登録を受けたとき。
- (2) 第7条第1項、第8条第2項若しくは第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 次条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 木製品の製造及び販売に係る関係法令に違反したとき。

(報告の徴収等)

- 第12条 知事は、本制度の適正な運営を確保するため、マイスターに対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、本制度の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員にマイスターの事務所その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ又は関係人に質問させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月13日より施行する。
- 2 この要綱は、令和7年2月12日より施行する。